

令和 5年度予算見積調書

課室名：県民広聴課
 担当名：県民相談担当
 内線：2831

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
P4	県民相談費			一般会計	総務費	県民費	県民活動推進費	県民相談費	
事業期間	昭和41年度～令和7年度	根拠法令	県民相談実施要綱			針路	02 県民の暮らしの安心確保	SDGsゴール	16
						分野施策	0206 生活の安心支援	SDGsターゲット	16-3
1 事業概要	県行政や民事・家庭問題等に対する県民相談を実施し、県行政に対する理解・信頼性を高めるとともに県民の安心・安全に寄与する。 (1) 県民相談の実施、運営 1,287千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 県民相談の実施、運営 1,287千円 (ア) 県行政に対する県民の要望、苦情、照会、意見等を迅速に汲み上げ的確に対応する。 (イ) 日常生活上で生じる県民の民事・家庭問題に対して助言、指導する。 (2) 事業計画 ア 相談員による県民相談 ・本庁：来所、電話、インターネット等による相談 ・地方庁舎(熊谷、春日部、川越)：各庁舎月1回 本庁から出張対応 イ 弁護士による法律相談 ・地方庁舎(熊谷、春日部、川越)：各庁舎月1回 ウ 司法書士による法律相談 ・地方庁舎(川越)：月1回 (3) 事業効果 ア 県民の様々な要望、苦情等に対する総合的な相談窓口として助言・指導・案内することにより、県行政に対する理解と信頼を高める。 イ 様々な権利侵害や不当な行為による被害者の救済は社会安定のために必要であり県民の安心・安全に寄与する。利用者からのアンケート結果 「参考になった」との回答割合 令和4年度(～9月)：87.7%、令和3年度：82.8% (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 ア 県内市町村と情報交換や研修会を行っている。 イ 法律相談日には、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会から弁護士、司法書士を派遣してもらっている。 ウ 総務省関東管区行政評価局、埼玉弁護士会、法テラスと情報交換を行い、連携して相談業務に取り組んでいる。 (5) その他(前年度からの変更点) 市町村等の相談体制が徐々に整備されてきたことから、現在生じている市町村間の相談体制の格差を是正しつつ、次のとおり緩和措置を講じながら3年間で事業を終了する。 ア 県庁での法律相談を廃止し、出張相談のみとする。 イ 一人当たり県法律相談の上限回数を、現行の年2回から年1回に縮減する。					
2 事業主体及び負担区分(県10/10)									
3 地方財政措置の状況	なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	9,500千円×5.7人=54,150千円								
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	1,287							1,287	△2,511
前年額	3,798							3,798	

事業内訳書

事業名	県民相談費		
単位事業名	県民相談の実施、運営	予算額	1,287千円

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
報償費	1,030	△2,444	県民相談に係る弁護士及び司法書士の報酬
旅費	122	30	地方庁舎での県民相談に係る旅費
需用費	112	△97	県民相談リーフレット印刷代等
使用料及び賃借料	23	0	市町村担当者研修会会議室使用料
合計	1,287	△2,511	